

## 大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号、国住備第162号国土交通省住宅局長通知。以下「国要綱」という。）に定める住宅・建築物アスベスト改修事業に基づき、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの含有調査及び除去等を行う建築物の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大野町補助金交付規則(昭和50年大野町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 補助対象建築物 町内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (3) アスベスト含有調査 国要綱第13第1項第2号に規定する調査をいう。
- (4) アスベスト除去等工事 国要綱第13第1項第3号に規定する工事で、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールについて行われるものをいう。

### (対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に定める事業を実施する補助対象建築物の所有者又は管理者とする。ただし、特段の事由により所有者又は管理者が実施できない場合は、町長が適当と認める者とする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、アスベスト含有調査又はアスベスト除去等工事であって、それぞれにつき次の各号に掲げる内容を満たすものとする。

(1) アスベスト含有調査

ア 岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は町長が適当と認める分析機関が実施する調査であること。

イ アスベスト含有吹付け建材が施工されているおそれがある補助対象建築物の調査であること。

(2) アスベスト除去等工事

ア 吹付けアスベスト等が施工されている補助対象建築物の工事であること。

イ 除去等を行う施工業者は、財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）によって審査証明された吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術による工法を施工できるもの又は同等以上のものであること。

ウ 補助対象建築物が耐火性能を要する建築物である場合は、除去後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）の耐火規定に適合するものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に揚げるとおりとする。

(1) アスベスト含有調査

ア 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、アスベスト含有調査に要する費用で分析機関に対して支払うもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

イ 補助金の額は、対象経費とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨て、1棟につき25万円を限度とする。

(2) アスベスト除去等工事

ア 対象経費は、アスベスト除去等に要する費用で施工業者等に対して支払うもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、1棟につき300万円を限度とする。

イ 補助金の額は、対象経費の3分の2以内とする。ただし、対象経費が300万円未満の場合は、この経費を3,000で除した額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に3,000を乗じて得た

額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

(交付の条件)

第8条 町長は、前条により補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 町長は、第7条により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、第6条の申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、第7条の審査の結果、補助しないことを決定したときは、大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金却下通知書(様式第3号)により、第6条の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 第7条の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の通知を受けた後において、補助事業の内容等第6条の申請に係る事項の変更をしようとするときは、速やかに大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付額等を決定し、大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、第9条第1項の通知を受けた後において、当該事業の

遂行が困難となった場合は、速やかに大野町民間建築物アスベスト対策事業中止・廃止承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請について、内容を審査し適当と認めるときは大野町民間建築物アスベスト対策事業中止・廃止承認通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は事業年度の3月15日のいずれか早い日までに、大野町民間建築物アスベスト対策事業完了実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第13条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野町民間建築物アスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（検査等）

第15条 町長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第17条 町長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命じるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。